

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月18日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	三郷町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.sango.nara.jp/soumu/mainnba.html">http://www.town.sango.nara.jp/soumu/mainnba.html</a>

執行機関名 三郷町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	三郷町心身障害者医療費助成条例(昭和49年3月三郷町条例第10号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	84	
番号法別表第2の項	108	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		三郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月三郷町条例第31号)別表第1 第3の項 三郷町心身障害者医療費助成条例(昭和49年3月三郷町条例第10号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条	三郷町心身障害者医療費助成条例(昭和49年3月三郷町条例第10号)第1条

事務の趣旨又は目的	<p>第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、心身障害者に対し医療費の一部を助成し、もつて心身障害者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p>
独自利用事務の関連規範		<p>三郷町心身障害者医療費助成条例（昭和49年3月三郷町条例第10号） 三郷町心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和49年3月三郷町規則第5号）</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	三郷町心身障害者医療費助成条例（昭和49年3月三郷町条例第10号）第4条 三郷町心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和49年3月三郷町規則第5号）第3条
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	三郷町心身障害者医療費助成条例（昭和49年3月三郷町条例第10号）第2条の規定による医療証の交付又は医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 口	三郷町心身障害者医療費助成条例（昭和49年3月三郷町条例第10号）第2条
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 八	三郷町心身障害者医療費助成条例(昭和49年3月三郷町条例第10号)第2条
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報3		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ト	三郷町心身障害者医療費助成条例(昭和49年3月三郷町条例第10号)第2条
情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報4		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 リ	三郷町心身障害者医療費助成条例(昭和49年3月三郷町条例第10号)第2条
情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

備考		
----	--	--